

議案第 29 号

公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する
条例の制定について

公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例を次の
ように定める。

平成 19 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する
条例

(市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成 18 年条例
第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第
77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(第 9 条第 6 号において「暴
力団」という。)の利益になるとき。

第 9 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の
1 条を加える。

(意見聴取)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、第 4 条第 2 項第 5 号又は第

9条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例(平成2年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「談話室の使用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第10条第6号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第10条中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、又は退室を命ずる」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(意見聴取)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第2項第4号又は第10条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「あらかじめ」を削り、同条第2項中「センターの使用を許可しないものとする」を「前項の許可をしないことができる」に改め、同項第1号中「公の秩序」を「センターを使用しようとするものが公の秩序」に改め、同項第2号中「施設」を「センターを使用しようとするものが施設」に、「損傷する」を「壊し、汚し、又は失わせる」に改め、同項中第3号を第

4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第8条第5号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第8条中「使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する」を「使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずる」に改め、同条中第3号を第6号とし、第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 暴力団の利益になるとき。

第8条中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
(2) 使用者が施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（意見聴取）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項第3号又は第8条第5号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

（市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 市川市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「施設等の使用を許可しない」を「第1項の許可をしない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第13条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第13条第1項中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消

し、又は退館を命ずる」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

(意見聴取)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第3項第3号又は第13条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 市川市市民会館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「施設等の使用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第11条第6号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第11条中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、又は退館を命ずる」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(意見聴取)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項第3号又は第11条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「施設等の使用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第12条第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第12条中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、又は退館を命ずる」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（意見聴取）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第2項第3号又は第12条第6号に該当するかどうかについて、千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

（市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「集会室の使用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第21条第5号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第21条中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、又は退室を命ずる」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1

号を加える。

(5) 暴力団の利益になるとき。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

(意見聴取)

第 2 2 条の 2 市長は、必要があると認めるときは、第 1 4 条第 2 項第 3 号又は第 2 1 条第 5 号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

第 2 3 条第 3 項中「前条」を「第 2 2 条」に改める。

(市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 市川市斎場の設置及び管理に関する条例 (平成 9 年条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「者」を「もの」に改め、「あらかじめ」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 市斎場を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 市斎場を使用しようとするものが市斎場の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (第 6 条第 5 号において「暴力団」という。) の利益になるとき。

(4) その他市斎場の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第 5 条中「前条」を「前条第 1 項」に、「使用する者」を「使用するもの」に、「別に」を「市川市使用料条例 (平成 1 1 年条例第 3 9 号) に」に改める。

第 6 条中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、又は退場を命ずる」に改め、同条中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を第 4 号とし、

同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 暴力団の利益になるとき。

第 6 条中第 1 号を第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 使用者が市斎場の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(意見聴取)

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、第 4 条第 2 項第 3 号又は前条第 5 号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例(昭和 48 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「あらかじめ」を削り、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 体育館を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 体育館を使用しようとするものが体育館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(第 7 条第 6 号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

(4) その他体育館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第 7 条を次のように改める。

(使用の停止等)

第 7 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育館の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が体育館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他体育館の管理運営上支障があるとき。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(意見聴取)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、第 4 条第 2 項第 3 号又は前条第 6 号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 10 条 市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例 (昭和 57 年条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 8 条及び第 9 条第 1 項」を「第 10 条及び第 11 条第 1 項」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第 2 項中「認めた」を「認める」に、「センター又は分館の使用を許可しない」を「前項の許可をしないことができる」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 1 項各号」の次に「(第 5 号を除く。)」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (第 11 条第 1 項第 6 号において「暴力団」という。) の利益になるとき。

第 1 1 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 3 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(意見聴取)

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、第 6 条第 2 項第 5 号又は第 1 1 条第 1 項第 6 号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和 5 7 年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(第 1 2 条第 6 号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第 1 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(意見聴取)

第 1 4 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第 6 条第 2 項第 4 号又は第 1 2 条第 6 号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成 6 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「映像文化センターの使用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加

える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第10条第1項第5号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第10条第1項中第3号を第6号とし、第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 暴力団の利益になるとき。

第10条第1項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 映像文化センターを使用するものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 映像文化センターを使用するものが映像文化センターの施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（意見聴取）

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、第7条第2項第3号又は第10条第1項第5号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

（市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 市川市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「公民館の使用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第9条第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第9条中「又は使用の許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、又は退館を命ずる」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号

を加える。

(6) 暴力団の利益になるとき。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(意見聴取)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、第4条第2項第5号又は第9条第6号に該当するかどうかについて、千葉縣市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市林間施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、あらかじめ」を削り、同条第2項中「一に該当する」を「いずれかに該当すると認める」に、「施設の使用を許可しない」を「前項の許可をしないことができる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 施設を使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を使用しようとする者が施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第8条第6号において「暴力団」という。)の利益になるとき。
- (4) その他林間施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第8条を次のように改める。

(使用の停止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがある

とき。

- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他林間施設の管理運営上支障があるとき。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(意見聴取)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項第3号又は前条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第70条」を「第71条」に改める。

第2条第5号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

第6条第1項中「第5号まで」を「第6号まで」に、「及び第5号」を「から第6号まで」に、「第5号)」を「第5号及び第6号)」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第7条第2項中「第5号まで」を「第6号まで」に、「及び第5号」を「から第6号まで」に改める。

第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

第 27 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の承認を受けようとする者又は現に同居する者が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

第 41 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 入居者等が暴力団員であることが判明したとき。

第 41 条第 4 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 5 項中「第 1 項第 6 号」を「第 1 項第 7 号」に改める。

第 57 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に、「第 1 項第 6 号」を「第 1 項第 7 号」に改める。

第 70 条を第 71 条とし、第 67 条から第 69 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 66 条の次に次の 1 条を加える。

(意見聴取)

第 67 条 市長は、必要があると認めるときは、第 6 条第 1 項第 6 号、第 26 条第 2 項又は第 27 条第 2 項に規定する者が暴力団員であるかどうかについて、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、入居者等が暴力団員である疑いがあると認めるときは、その理由を付して、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 16 条 市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例(平成 5 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(第 13 条第 2 項において「暴力団員」という。)でないこと。

第 11 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「第 3 条第 1 号、第 4 号又は第 5 号」を「第 3 条(第 2 号及び第 3 号を除く。)」に改める。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(意見聴取)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第3条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

2 市長は、使用者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、その理由を付して、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公の施設における利用者等の安全及び平穩の確保を図るため、暴力団及び暴力団員による公の施設の使用を排除する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。